

第五節 災 害

昔から「讃岐日照りに米買うな」といわれているのは、讃岐の国が日照りで干害を受けるような年には東北・北陸地方その他の米作地帯は水と日照に恵まれて豊作となるから、米を買い入れても値下がりして損をするから米を買い入れるなという警告の言い習わしである。

瀬戸内海式気候の讃岐の年間降水量は、一二〇〇ミリ程度で、全国平均降水量二八〇〇ミリに比して非常に少なく、しかも年による変動が大きい。多度津測候所での年降水量が最小六六二ミリ（明治二十七年）、最大一七一四ミリ（大正十二年）の記録がある。その上、日照時間は年二二三〇時間前後で全国一五位である。また、八月の日最高気温の平均は、平野部で三二度前後にも達する。

このため讃岐の水不足は宿命的なものとなり、干害常襲地域であった。そしてこれを救うために造られたため池の数は一万八六二〇個で、兵庫県の約五万个に次いで全国第二位である。弘法大師の満濃池修築、国司菅原道真の城山きやまでの降雨祈願など数多くの水不足に由来する記録があるが、我が町でも古来水主神社が水を求める人々の崇敬の中心であったし、丹生地区馬篠の夫婦池の中の馬の墓も古代の雨乞い祈願の跡とも考えられるし、同地区の岡田元一氏宅の裏には、讃岐の出身とされる陰陽博士安部晴明の打抜き井戸と伝えられる井戸も存在していた。

水不足の讃岐の降水量の大半は、梅雨と台風や秋雨のもたらすものであり、これらの降雨は「両刃もうらばの剣」であ

り、山から海までの距離の短い讃岐、特に山が海に迫る東讃地方には、恵みの雨をもたらずと共に、鉄砲水が真砂土を巻き込んで土石流となり、大きい災害を引き起こすことになる。東讃地方は台風の直撃コースに接近しているので、被害はさらに大きくなるのである。

近世に入ってから災害はどのようであったか。農民が作った米の半ば以上を貢納させることを基盤とする、実物経済と商品貨幣経済との二重構造の上に成り立つ幕藩体制の下で、農民は自分の作った米をろくろく食うこともできずに生きなければならぬ、ということと自体が最大の人工災害であったのだが、それは別として、ここでは自然災害とそれによって起こった飢饉について述べることにする。

災害発生数

慶長元年（一五九六）から慶応四年（一八六八）まで二七二年間に讃岐で発生した災害数を種別ごとに調べると次のとおりである（日下部正雄編『香川県気象史料』より）。

災害種別	回数
暴風雨	134
旱魃	63
大雨	30
長雨	13
雹(ひょう)	13
竜巻	2
強風	12
雷	26
地震	30
高潮	7
津浪	3
山津浪	1
山崩れ	1
異常高温	1
異常低温	1
厳冬	1
大雪	1

虫害

これらの自然現象による災害のほかに、慢性的被害を与えるウンカ・イナゴのような虫や野ネズミやモグラのような動物がある。稲虫は、近世古文書の中では「蝗」、時としては「蠲」の字を使用しているが、これは「浮塵子」のことである。享保十七年（一七三二）享保の大飢饉として西日本に大災害をもたらしたのも、また宝暦六年（一七五六）に四国を飢えさせたのもウンカであった。

飢饉

飢饉とは自然的災害や戦争などによって、農作物が不作となり、食糧が絶対的に不足して、人や家畜が飢え苦しむ飢饉の状況をいうのである。近世の三大飢饉は享保・天明・天保の飢饉であり、近世の六大飢饉としては、これに寛永・元禄・宝暦の飢饉を加えるが、西日本に大被害を与えたものは、寛永・享保の飢饉であり、多数の餓死者を出している。

『讃岐国大日記』や『増補高松藩記』によると次のとおりである。

寛永三年（一六二六）閏四月七日、大暴風雨、以後九五日間日照りが続き、秋七月十五日まで降雨なく、餓死者多し。
 同二十年（一六四三）四月下旬から六月下旬まで降雨なく、五穀実らず、秋より冬に至り餓死者街に満つ。
 享保三年（一七一八）五月四日、霜降り、寒気甚しく、牛馬二二〇〇余り死す。七月二十四日より八日間祈雨。秋蝗発生、五穀登らず大飢饉。

同四年（一七一九）秋蝗害、大飢饉。藩士禄一〇分の五を収める。

同七年（一七二二）六月二十三日大風雨。八月十四日大風雨、溺死一〇〇余人。大飢饉。

同八年（一七二三）正月大風。三月痘瘡流行、死者数千人。

同九年（一七二四）閏四月より七月に至る大旱。

同十年（一七二五）六・七・八月大旱、蝗害。

同十四年（一七二九）春より五月まで旱天。五月雪。九月洪水。

同十五年（一七三〇）七月長雨、大風、洪水、疫病流行、蝗害。

同十七年（一七三二）秋、蝗害、大飢饉。

同十八年（一七三三）七月大疫、死者多し。八月地震、秋蝗害、大飢饉。

同十九年(一七三四)三月・四月大疫、死者多数。
(享保二十年)
 元文元年(一七三五)四月十日から六月九日まで六十日間長雨。秋も長雨洪水。十月・十一月大風。十二月地震・雷・大風。

飢饉対策

人は松皮餅や菓餅を食うに至った。

飢饉対策は、年貢の減免・夫食・種粃・農具代の貸し付け・救小屋の設置・代用食の栽培などであり、夫食(食糧)貸しは、個人に対してではなく村に対して、現物ではなく貨幣で貸し付けられ、返納は無利息で五か年であったが、相次ぐ凶作で返納期限の延長、また再夫食・再々夫食まで必要になった。種粃・農具代貸し付けは利息を必要とした。

このほかに、高松藩は御貸米として現物貸与も行っていたことは、天明七年(一七八七)十二月の三本松村「村明細」(『津本家文書』)の中に「廿年濟御借米」と記載されているとおりであり、これは、明和七年(一七七〇)の四か月連続の日照りによる干ばつ、明和九年(一七七二)八月の大暴風雨洪水、天明二年(一七八二)から同六年(一七八六)までの相次ぐ洪水などの救済米であることは明らかである。

天明の大飢饉はその前年から始まった異常気象に続いて、天明三年の浅間山の大噴火による火山灰が成層圏に達して太陽光線を遮り、冷害を起こしたため東日本に大被害を与えたといわれるが、冷害に強い西日本にも大雨・洪水の被害を与えたのであった。

虫害対策

ウンカなどの蝗虫による虫害は、古代・中世以来一種の天災と考えて、お祈りか、虫送りの行事に頼ってきた。享保十七年(一七三一)の大飢饉のとき、西国の一百姓が灯明油の中で死んだ虫を見

て、油の中へ虫を落として殺すことを発見した。油は魚油・菜種油などを使用したのが近世後期には捕鯨が盛んとなり鯨油が入手しやすくなった。

天明の飢饉のときから鯨油が大いに使用されるようになり、有能な村庄屋は虫害発生ときは、鯨油を確保することを第一とした。抜け目のない大坂商人は、鯨油相場と鯨油買い入れ先をみて虫害の発生程度や発生地方を知り、米価予想をしたことである。

虫退治の方法は、竹筒に入れた鯨油を水田の中へ流して、その油の上にウンカを払い落として窒息死させるのである。鯨油は夏の土用前は一段歩に三合(五四〇ミリリットル)、土用後は五合とされた。

また、誘蛾灯の利用や、硫黄・除虫菊・煙草などによる病害虫対策も登場したが、あまり効果は上がらなかった。

津留・買い占め 凶作を深刻化し、飢饉の惨状を拡大したのが津留(穀留)である。諸藩は凶作のとき、自領の米穀を領外へ持ち出すことを厳禁した。これが津留である。自分の藩の藩士とそれを養う農民たちを飢

えさせないための津留という手段が、天災に苦しむ他国への食糧供給を断ち切り、自国の存続を図ろうとしたのである。

このような封建制度の基盤としての地域的利己主義が、凶作の被害を倍増したのである。さらに、代官・手代などの役人たちの中には、不正によって私腹を肥やしたりする者、また商人たちの中にも、凶作のときに米穀を投機的に買い占めて、物価を上げて利益を収めようとする者も出るようになった。

このようなことによって、飢饉は天災ではなく人災であるということもできるのである。

第5編 近世

暴風雨災害 慶長年間から幕末期まで二百七十年余りの間に、ほぼ二年に一回の割合で襲来した暴風雨（台風）の事例の被害のために、毎年のように池・川の修復工事に多くの夫役と金銀を注ぎ込んだ。土木技術が進歩していなかったため与田川・古川・大川（番屋川）の堤防はそのたびごとに決壊し、田畑をはじめ、基礎の弱い当時の家屋は簡単に倒されたり、流失したのである。

ここに、暴風雨被害の一例を落合村・松崎村を兼帯していた水主村庄屋大山家の「御用留」によって示しておく。
寛政四年（一七九二）九月八日の大風雨の被害

落合村

一、転家一八軒。内二軒石居、八軒掘立、牛屋六軒、納屋三軒

松崎村

一、転家二一軒。内居宅四軒（二軒石居、二軒掘立）、牛屋七軒

水主村

一、転木二九本（御能谷御林） 一、折木九本（同所御林） 一、転木三本（風呂御林境松）

一、転家五七軒。

この暴風雨で大川（番屋川の南川）の堤が切れ、落合・松崎・町田村の稲田は波押し・水押しで大被害を受け、年貢完納が困難となり、百姓たちは庄屋を通じて、藩庁に貸し米を願い出たり、藩から借りていた御貸し銀の返済延期を願い出ている。

第五節 災 害

災 害

南に四国山地、阿讃山脈が連なり、北に中国山脈をひかえるため降雨量が少なく、河川に恵まれず、農業用水は大半がため池に依存している。昔から「讃岐日照りに米買うな」といわれるように、香川県が干害に泣く年は全国的には豊作という皮肉な現象を生んでいる。

明治以降の主な干害の年をあげると、次のとおりである。

明治三年、同九年、同十六年、同二十三年、同二十六年、同二十七年（日照一三五日）、同三十年、同三十一年、同三十六年

大正二年（被害四七四八ヘクタール）、同十年、同十二年、同十三年

昭和四年、同九年、同十四年、同十九年（戦後略）

次に台風による大きな災害を受けた年は、次のとおりである。

明治二十五年、同二十八年、同三十年（河川被害六万円）、同三十二年（死者三四〇人、農作物の被害約一〇万円）、同三十五年、同四十三年、同四十五年（死者三九人、被害一三二万円）

大正七年（死者二三人、崩壊家屋三九九戸）

台風の進路となることが多い本町では、台風の被害を受けることも多かった。

昭和九年の干ばつ 七月二十七日から九月七日までの四三日間に三二・五ミリの降雨量で、なかでも八月は一・と室戸台風の被害 七ミリであった。県下で水稻作付面積三万五七七八町のうち、被害田は約六割の二万一七七町、枯死田一〇八一町、畑作物を含めて五七〇万円の損害であった。八月二十八日には応急対策として県知事が善通寺師団司令部に二〇〇発の実弾発射を要請した。八月三十日には、県が同日から三日間各市町村においてかがり火をたき一斉に雨乞い祈願を実施するよう示達した。

そのうえ、この年九月二十一日室戸台風が来襲、県下では死者九人、行方不明八人、全壊家屋九三八戸をはじめ船舶の被害も大きく、農産物の被害三五八万五〇三円を含めて被害総額は五五七万八九二八円にのぼった。

昭和十四年 五年後再び未曾有の大干ばつが襲来した。六月三十日から九月九日までの七十二日間の降雨量はわずかの干ばつ か三六・四ミリであったという。この年の「ひよ早りは麦水取・苗代水取からでしたから実に百十五日位は続いた事になります」（『文化財おおち』第七号、五十三年刊）と大山栄次氏が言っている。同氏が、その大干ばつについて、『文化財おおち』第七号に寄稿しているところによって、その状況をみることにしよう。

そうこうする内、地下水は次第次第に下り、ついに十尺のバーチカルにかららず、ヒューガルポンプを買入れ、又水が細ると二吋半・二吋となり、ついに吋半のポンプにしか、かからない程水が細り最終は吋半で計算上五町一反の池之内井手田頭に二十八日ぶりでなければ水が一回まわらぬような具合となります。これではみすみす今年の稲を見

殺にせねばならず、今のように働き口はなく収入の道はありません。じっと手をこまねいて見では居られません。あそこを掘り、ここを掘っても水は出ません。最後に頭のく横へ移転掘の新説（マヤ）、これが現在川の底にうまっている頭です。今は一ぱい上まで砂でうまって居る事でしょう。其の新説掘は普水村立野山で松を切り、一番上樺は二間に二

間半四方、深さ五重に掘り込んであります。水が一ぱいたまれば、青ぶちでおそろしい程深い。別所の大谷将一氏の当時の活躍ぶり等が今も目にうかびます。

上所の添掘

そうこうする内に、稲は元腹を過ぎ稲の一生の内が一番水の必要な時期となりました。各人必死の状態でした。其の時の勇士とでも申しましようか、武士ならば敵の大將の首をまさに取らんとした所の光景と同じであります。表われた三勇士こそ近藤正義・大谷将一・堀口伊太郎の三氏で、

〔『文化財おおち』第七号〕

いよいよあと「ひとみず」というときがきても降雨がなくて、稲株の一株一株にどびんで灌水して懸命に稲を守った。そんな努力もできなくて、半作以下の収穫に泣かされた者も多かったのである。

そんな凶作年でも水利費の地主小作の負担は、次のようであった。

当時は地主小作の間柄は水取りも地主の許可が必要でありました。田植水取賃は、地主・小作五分五分、田植後は地主三分小作七分ということでした。そうしてようやく田

〔『文化財おおち』第七号〕

上所の上関の下を掘った所、案にたがわず清水はこんこんとわき出たではありませんか。それより先、上所の頭より池之内池がかりへ水を買ったので、其のために上所は「ほせ」たのでよけい必死になりました。(中略)そして多くの

人々は旱魃にもかかわらず米を収穫することが出来ました。が、池之内がかり、川田池がかりはほとんど取れずじまいでした。そして上所は今だに四十年近くになります。此の掘で毎年多くの米を頂戴して居るわけです。(以下略)

植は終わったが雨は一滴も降らず仕付水汲みの機械の買入費は、地主五分五厘小作四分五厘であった。